東近江市規則第２２号

東近江市立幼稚園通園バス運行管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２４年３月３０日

東近江市長

東近江市立幼稚園通園バス運行管理規則の一部を改正する規則

東近江市立幼稚園通園バス運行管理規則（平成２１年東近江市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第３条中第１号から第４号までを削り、第５号を第１号とし、第６号を第２号とする。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。